

○長岡市制度融資活用サポート補助金交付要綱

令和4年3月30日

告示第145号

改正 令和5年7月14日告示第428号

令和6年3月29日告示第191号

令和6年7月31日告示第394号

令和7年3月27日告示第142号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金実施要綱（平成15年長岡市告示第90号）に定める融資（以下「長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金」という。）、新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱（平成10年4月1日制定）に定める融資（以下「新潟県フロンティア企業支援資金」という。）、新潟県セーフティネット資金融資要綱（平成15年4月1日制定）第7条第2項の表の7の項に定める融資（以下「新潟県物価高騰等対策特別融資」という。）、新潟県事業再生資金融資要綱（平成21年6月1日制定）に定める融資（以下「新潟県事業再生資金」という。）、新潟県経営改善サポート資金融資要綱（平成28年4月1日制定）に定める融資（以下「新潟県経営改善サポート資金」という。）及び新潟県魅力ある職場づくり応援資金融資要綱（令和6年4月1日制定）に定める融資（以下「新潟県魅力ある職場づくり応援支援資金」という。）を利用する者に対して、予算の範囲内で交付する長岡市制度融資活用サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる融資を利用し、当該融資に係る信用保証料を新潟県信用保証協会へ支払うものとする。

- (1) 長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金
- (2) 新潟県フロンティア企業支援資金
- (3) 新潟県物価高騰等対策特別融資
- (4) 新潟県事業再生資金
- (5) 新潟県経営改善サポート資金
- (6) 新潟県魅力ある職場づくり応援支援資金

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する融資を利用する場合は、補

助対象としない。

- (1) 市外の事業に充てられる融資
- (2) 過去において第6条に定める交付決定を受けた融資
(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が新潟県信用保証協会へ支払った前各号に規定する融資に係る信用保証料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。ただし、国、県等から当該信用保証料に対する補助を受けた場合は、前条の規定による補助対象経費から当該補助額を差し引いた額とする。

- (1) 第2条第1項第1号の規定による補助対象経費の全額に相当する額
- (2) 第2条第1項第2号及び同項第4号から同項第6号までの規定による補助対象経費の3分の1以内の額とし、15万円を上限とする。
- (3) 第2条第1項第3号の規定による補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を上限とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金申請書兼実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新潟県信用保証協会が発行する信用保証料額が確認できる書類
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定した上で、その旨を申請者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者については、当該交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、この補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月14日告示第428号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の長岡市制度融資活用サポート補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第191号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月31日告示第394号）

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の長岡市制度融資活用サポート補助金付要綱の規定は、令和6年7月1日以後に新潟県信用保証協会に保証申込みをした者に適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の第2条第3号に定める融資を利用した者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月27日告示第142号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。